

令和7年度 県立小出特別支援学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止に対する基本的な方針

いじめの防止等は、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。

いじめをなくすためには、まず、日頃から個に応じた分かりやすい授業づくりを行うとともに、お互いを尊重し合う人間関係の構築、いつでも誰でも相談できる体制を整備する。また、深い児童生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童生徒が楽しく学びつつ、生き生きとした学校生活を送れるようにしていく。

【いじめの定義「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号第2条第1項)より】

○「児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない」と定義している。

【いじめ類似行為の定義「県条例第2条2項」より】

○「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

2 いじめに対する当校の基本認識

当校では、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全校の児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「学校いじめ防止基本方針」をここに策定する。

3 いじめ問題に取り組むための「校内いじめ・不登校防止対策委員会」の設置及び定例会の開催

校長、教頭、生徒指導主事、学部主事、教務主任、養護教諭、スクールカウンセラーからなる9名で「校内いじめ・不登校防止対策委員会」を設置する。

「校内いじめ・不登校防止対策委員会」は、いじめへの対応として開くとともに、生徒指導部が中心となり、いじめの未然防止の取組および現状把握や取組の評価を行う。

4 いじめの未然防止のための取組【発達支持的生徒指導】【課題予防的生徒指導:課題未然防止教育】

○安心・安全な学校生活(心身の安定)

学級や学年、学校が児童生徒の安定した居場所になるように、安心感をもって生活したり、授業に参加したりできるように環境を整えたり、授業内容を設定したりする。

○授業や行事への主体的参加(主体性の育成)

互いに認め合う人間関係づくりができるように、全ての児童生徒が主体的に授業や行事に参加し、活躍できるような活動内容を組む。

○社会体験や交流体験の機会(社会性の育成)

人と関わることの喜びや大切さに気付き、人から認められるといった自己有用感を獲得できるように、学級での活動はもとより社会体験や交流活動の機会を計画的に配置する。

5 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組【課題予防的生徒指導:課題早期発見対応】【困難課題対応的生徒指導】

○いじめの早期発見

- ・児童生徒のささいな変化を見逃さないよう普段の見取りをしっかりと行う。
- ・3か月に1回、学校生活に関するアンケート調査を行う。また、年1回、児童生徒と職員に体罰に関するアンケート調査を行う。
- ・1学期(5月)、2学期(9月)、3学期(1月)に各学部で学級担任が教育相談を実施する。
- ・年15回以上のスクールカウンセラーによる面談を計画的に実施する。
- ・保護者が相談したい場合は、県立小出特別支援学校 TEL 025-792-5412(窓口:教頭又は各学部主事)までお願いする。なお、閉庁時は 080-5877-1494(学校携帯:教頭)まで連絡してもらう。

○いじめの早期解決

- ・いじめ問題を発見したときには、学級担任等関係職員を含めた「いじめ防止対策委員会」で対応を協議する。また、必要に応じてスクールカウンセラーを加えることとする。
- ・「いじめ防止対策委員会」及び担任は情報交換を綿密に行い、事実確認をした上で、被害児童生徒のケア、加害児童生徒の指導など、人格の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動を行う。
- ・家庭又は魚沼学園、日中一時支援施設等との連携を密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに家庭等での様子などの情報を集め、指導に生かす。学校内だけで問題解決をしないよう留意する。

- ・警察等の関係機関と情報共有や相談を行うことができる体制を築き、犯罪行為として取り扱われる可能性がある事案等に対して、直ちに相談・通報が行われるよう努め、連携して対応を進める。

6 重大事態への対処について

- ・重大事態が発生した場合は、直ちに初期調査をし、その結果を新潟県教育委員会に報告する。(新潟県教育委員会の調査組織は、公平性・中立性を確保するために第三者の参加を図る。)
- ・初期調査に当たっては、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・「新潟県いじめ防止対策等に関する委員会」に対して積極的に資料を提供し、調査結果を真摯に受け止め、再発防止に主体的に取り組む。

7 年間計画(令和7年度 いじめ防止教育 年間活動表)

	取組方針	教育活動・研修・取組 等
①未然防止に関すること	○全ての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるように環境を整えたり、教育活動を組んだりする。 ○児童生徒がストレスを感じない学校づくりを進める。 【発達支持的生徒指導】 ○授業や行事に主体的に参加し、活躍できるように学校運営、授業内容に工夫を凝らす。 ○他の児童生徒や大人との関わり合いを通して、児童生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気付くことができるよう、社会体験や交流体験の機会を計画的に配置する。 ○人の役に立っている、人から認められているといった自己有用感を感じられるよう活動内容を設定していく。 【課題予防的生徒指導:課題未然防止教育】 ○児童生徒会活動による「いじめ見逃しゼロスクール」の取組や警察と連携した SNS 安全教室等の活動を通して、いじめを許さない雰囲気づくり醸成する。	・新入生歓迎会(4月:各学部) ・校外学習(各学級) ・修学旅行(2学期～各学部) ・運動会 (各学部) ・魚沼学園 指導連絡会 (5月～:学級担任) ・いじめに関する職員研修 《4月:生徒指導部》 ・ゲートキーパー職員研修 《1学期:生徒指導部》 ・学習発表会(9月) ・定例生徒指導部会(毎月:生徒指導部) ・人権教育強調週間 ・あいさつ運動週間(12月:児童生徒会) ・いじめ見逃しゼロスクールの取組(ふれあい集会) ・情報モラル教育 (生徒指導部・高等部・情報教育部) ・居住地校交流 (9月:交流・共同学習部) ・安全点検 (4月～ 月1回:安全教育部) ・児童生徒理解の会 《5月:生徒指導部》 ・人権教育、同和教育研修会 (12月:人権教育、同和教育部) ・研修会等の参加 - いじめ見逃しゼロスクール研修会 - ネットいじめ見逃しゼロ研修会 - 魚沼市教育振興会 人権教育、同和教育部会 - 魚沼市教育振興会 生徒指導部会 - 中越地区特別支援学校生徒指導部会 - 新潟県特別支援学校生徒指導部会
②早期発見に関すること	【課題予防的生徒指導:課題早期発見対応】 ○児童生徒のささいな変化を見逃さない。 ○気付いた情報を確実に共有する。 ○情報に基づき、速やかに対応する。	・個別面談 (5月～:学級担任) ・教育相談 (年3回:5月、9月、1月) ・学部学年懇談会 ・スクールカウンセラーによる相談 (月2回程度) ・学校生活に関するアンケート (年4回:4・7・12・3月) ・管理職を含めた生徒指導部会による児童生徒の情報共有 (月1回)
③早期解決に関すること	【困難課題対応的生徒指導】 ○「校内いじめ・不登校防止対策委員会」が、いじめとして対応すべき事案か否か判断する。必要に応じてスクールカウンセラーを加えて協議する。 ○いじめと判断したら、被害児童生徒のケア、加害児童生徒の指導など、問題の解消まで「校内いじめ・不登校防止対策委員会」が責任をもって対応する。 ○児童生徒の人格の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育を行う。	・いじめの「校内いじめ防止対策委員会」の設置 ・「校内いじめ防止対策委員会」と担任による情報収集、事実確認、対応協議、教育活動、3ヶ月を目安に見守り

8 学校評価の実施

学校評価においていじめ問題への取組について職員の自己評価を行い、その結果について学校関係者評価を踏まえて公表する。